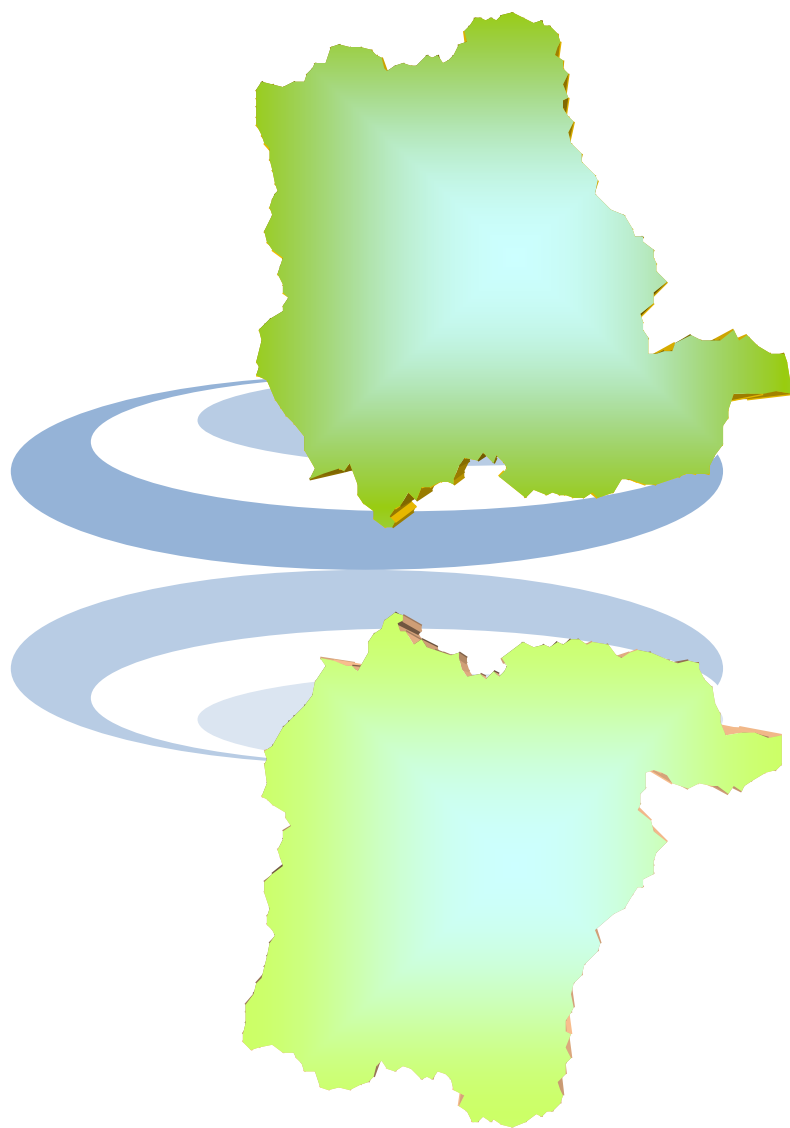


秦野名水の利活用指針（案）



平成25年8月 秦野市

目 次

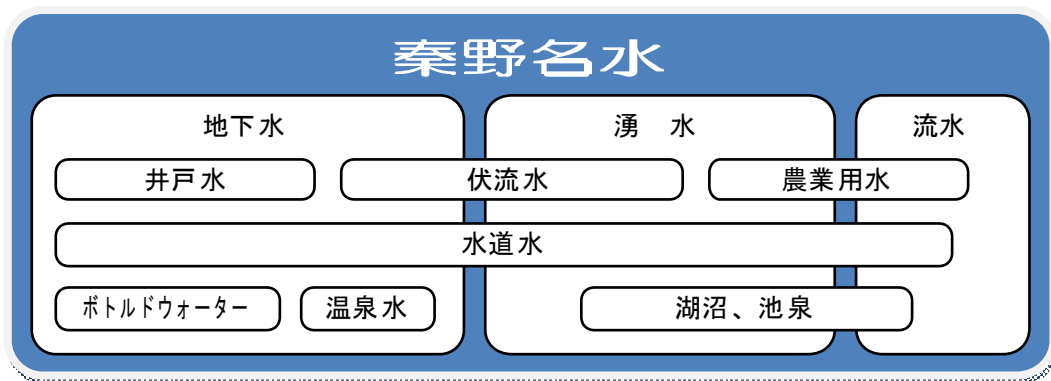
秦野名水の定義	1
第1章 現状と課題	2
1 秦野名水の背景	
2 地下水を取り巻く現況	
3 求められる利活用の形態	
4 利活用の課題	
第2章 指針の基本的考え	11
1 指針の目的	
2 指針の目標	
3 指針の適用	
4 指針の位置付け	
5 利活用の対象	
第3章 評価軸に基づく分類	13
1 利活用の評価軸と評価点	
2 評価軸の考え方	
第4章 利活用の判断基準	18
1 利活用の優先度	
2 優先度に基づく判断基準	
3 地域特性に基づく判断基準	
第5章 利活用の指針のまとめ	23
推進する利活用	
当面見送る利活用	
秦野名水の利活用までのフロー	
第6章 推進体制	25
1 秦野名水利活用推進会議による検討	
2 井戸設置の許可	
3 水資源管理システムの構築	
第7章 市民共有の財産にふさわしい利活用の実現に向けて	26
1 井戸設置許可基準の策定	
2 水資源管理システムによる評価・管理	

秦野名水の定義

「秦野名水（はだのめいすい）」

秦野市域に存在する地下水を水源とする水の呼称で、市民共有の財産として先人達から受け継いできた誇りと名水百選の地としての水の価値をわかりやすく表現した。

水道水をはじめ、生活に密着した利活用が図られており、人々の郷土愛によって培われた名水である。



注1) 下水道水（汚水・雨水）、処理水、雨水は対象外。

注2) 県水は、地下水を水源とする水道水と合わせて配水しているため、水道水に含む。



第1章 現状と課題

1 秦野名水の背景

(1) 市民共有の財産である公水との認識

秦野名水の源である地下水は、一般的には、民法第207条の規定（土地の所有権はその上下に及ぶ）を用いて、土地の所有者に帰属するものとされている。

しかし、本市においては、地下水盆という地形的特徴を生かして、古くから水源利用を図るとともに、地下水保全施策として、かん養事業や水源林整備を進めてきた。これらの実績と、これらの施策を受け入れてきた市民・事業者の意識と協力が基礎となって、地下水を市民共有の財産である公水と位置付けている。

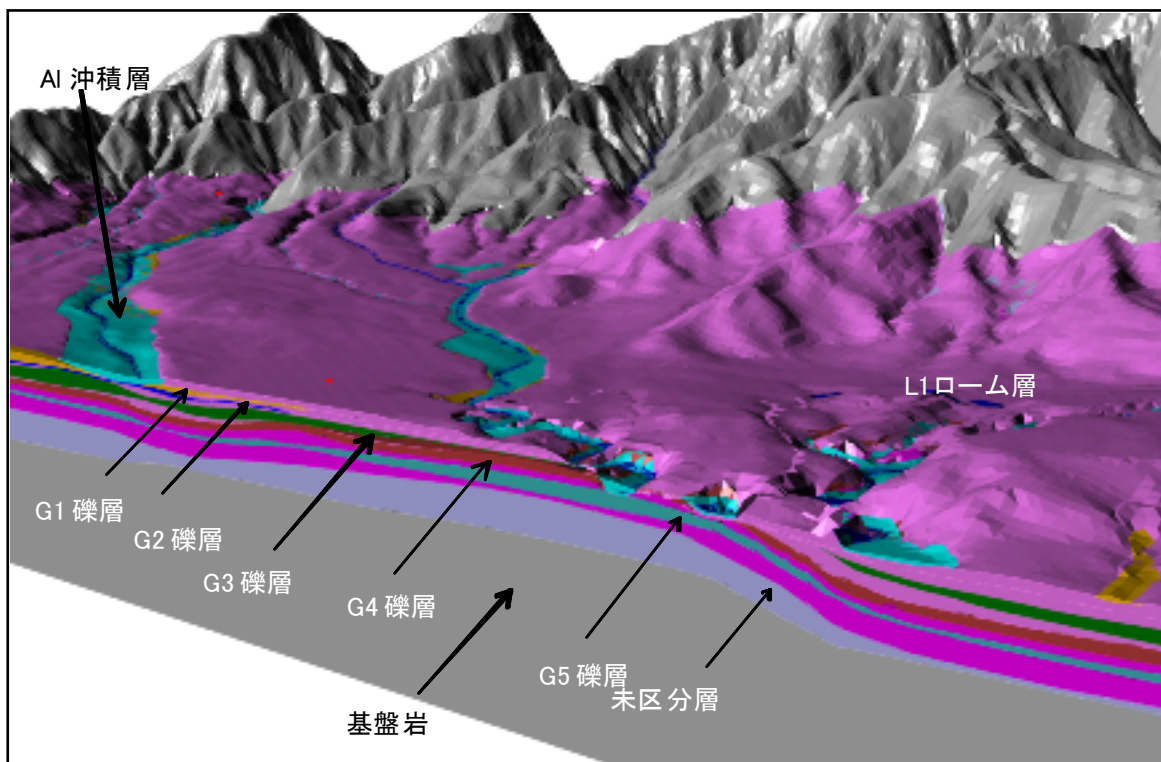


図 1-1 地下水盆の断面図（三次元地質構造モデル）

(2) 名水百選「秦野盆地湧水群」

昭和60年1月に「豊富で良質な湧水が多く、用水・水道が古くから発達し、弘法大師の故事があり、条例で保全に努めている。」ことから、名水百選に「秦野盆地湧水群」が選定された。

秦野名水	硬度 (mg/l)	分類 (WHO)	分類 (WHO)	硬度 (mg/l)	味
弘法の清水	115.6	中程度の軟水	軟水	60 未満	まろやかで飲みやすい。
護摩屋敷の水	31.6	軟水			
葛葉の泉	31.2	軟水			
竜神の泉	38.0	軟水	硬水	120~ 180	硬度が上がるほど渋みや苦み等の独特の風味が増す。
若竹の泉	56.2	軟水			
まいまいの泉	93.6	中程度の軟水			
どうめいの泉	101.1	中程度の軟水			
おいしい秦野の水	89.0	中程度の軟水			
			超硬水	180 以上	

表 1-1 秦野名水の性状

(3) 水道水源

明治23年に近代水道として全国で3番目に給水を開始した時代から、昭和51年に県営水道を導入して以降も、本市の水道水源には地下水・湧水が大半を占め、現在でも全量のうち約75パーセントとなっている。

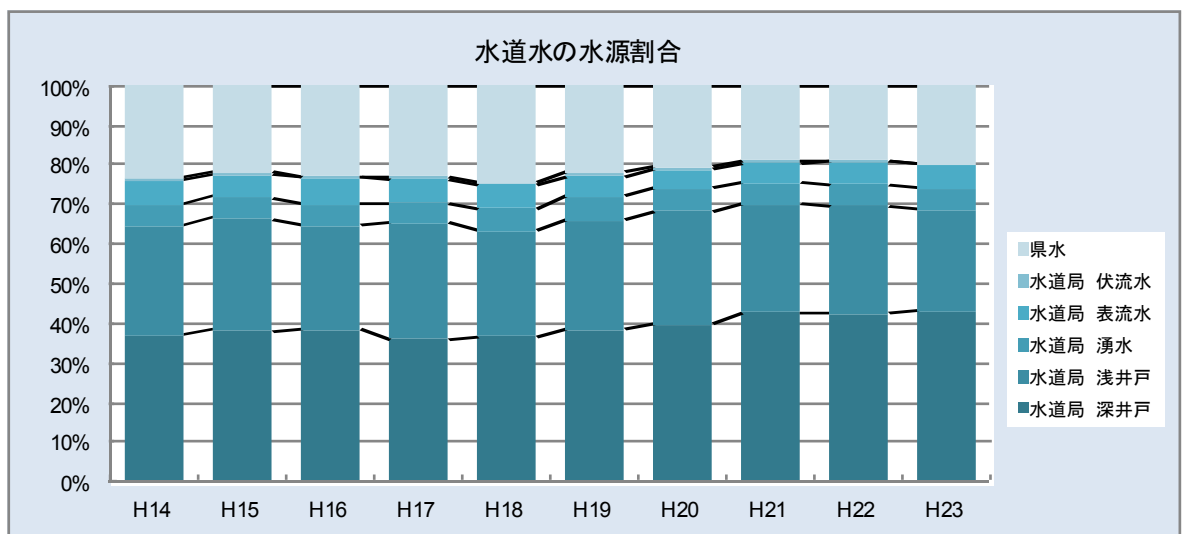


図 1-2 水道水の水源割合

(4) 生活に密着した多数の湧水や井戸

自然の湧水や井戸による地下水の汲み上げによって、市域内のいたる所で秦野名水が利用されている。一番利用量が多いのは、水道水源となっている。

個別管理の個人井戸や企業井戸の他に、弘法の清水のような地域の利用者による「講」によって守られている湧水もある。

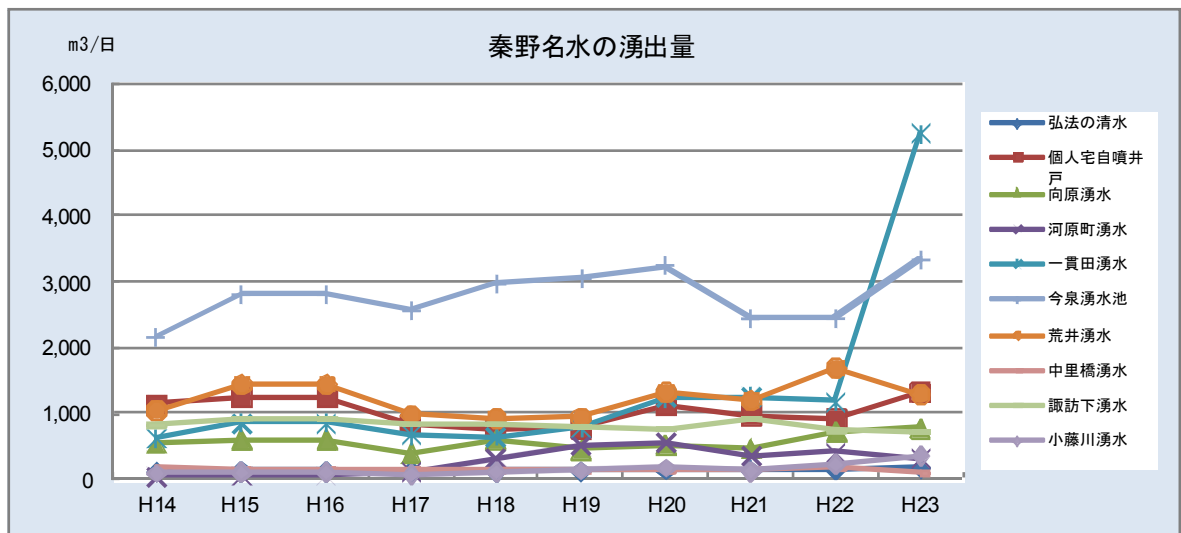


図 1-3 秦野名水の湧出量

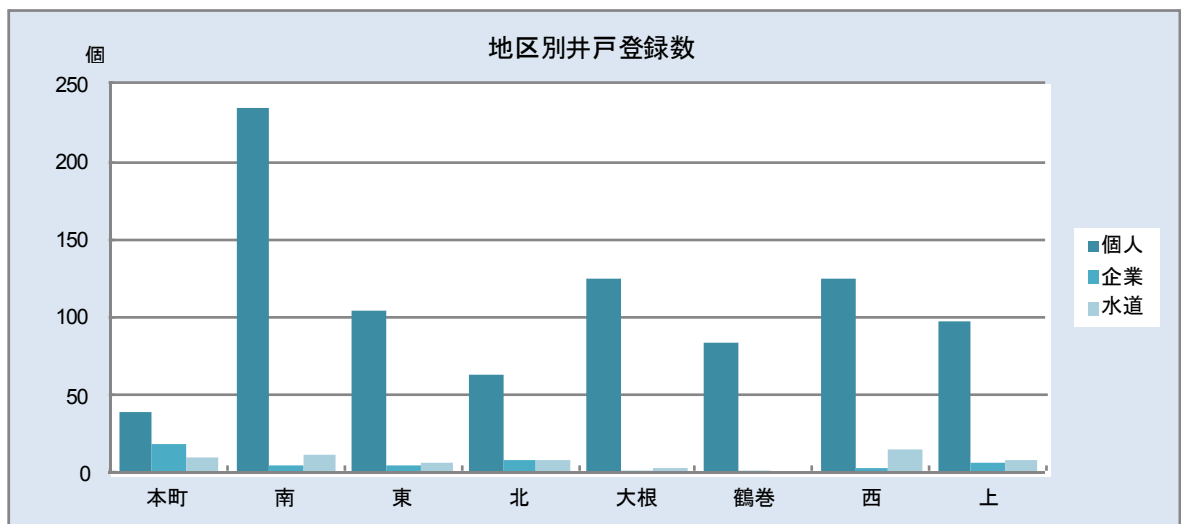


図 1-4 地区別井戸登録数

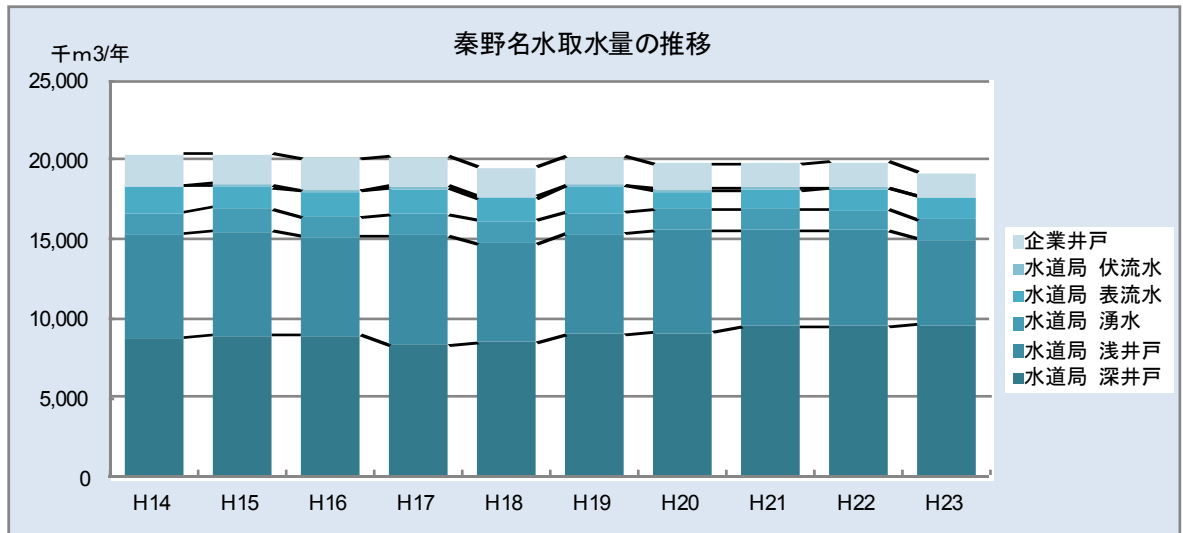


図 1-5 秦野名水取水量の推移

(5) 条例や計画の整備

昭和48年に制定した「秦野市環境保全条例」をはじめとして、地下水が公水であるとの認識に立った条例や計画を策定して、市民・事業者・行政の協働による水量と水質の保全に努めている。

西暦	年号	おもなできごと
2012年	24年	秦野名水活用推進会議設置
2011年	23年	秦野市地下水総合保全管理計画の改訂 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（第2期）
2007年	19年	深層地下水浄化事業開始（水源税交付金） 地下水モニタリング事業開始（水源税交付金）
2004年	16年	かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（第1期）
2003年	15年	弘法の清水で名水復活宣言
2002年	14年	秦野市地下水総合保全管理計画の策定
2000年	12年	秦野市家庭用雨水浸透ます設置補助金交付要綱の制定
1999年	11年	秦野市地下水保全条例の制定（新規井戸の掘削原則禁止等）
1997年	9年	管屋地下水導水管通水
1996年	8年	地下水揚水処理・地中還元浄化手法の実証実験
1994年	6年	秦野市地下水汚染の防止及び浄化に関する条例の施行（関係事業者による浄化・地下水汚染対策基金等）
1993年	5年	秦野市地下水汚染の防止及び浄化に関する条例の公布
1992年	4年	秦野市地下水汚染対策審議会第2次答申（総合的対策の法制化・浄化対策）
1990年	2年	秦野市地下水汚染対策審議会第1次答申（未然防止・汚染機構の解明・健康調査）
1989年	元年	健康被害防止策（市水道への切り替え・飲用指導） 秦野市地下水汚染対策審議会設置 弘法の清水の有機塩素系化学物質（テトラクロロエチレン等）汚染発覚 汚染実態調査（全市概況調査・飲用井戸調査） 水田かん養事業開始 名水百選「秦野盆地湧水群」の選定
1985年	60年	秦野盆地の地下水調査（地下水盆の解明） 秦野市環境保全条例の制定（地下水取水の届出・樹林保全地区指定等）
1975年	50年	秦野市地下水の保全及び利用の適正化に関する要綱の制定
1973年	48年	地下水利用による協力金の納付に関する協定の締結
1970年	45～49年	水田かん養事業開始

表 1-2 秦野名水取水量の推移

2 地下水を取り巻く現況

(1) 地域水循環と地下水賦存量

秦野盆地の地下水盆（約 35km²）に存在する利用可能な地下水は、平成 23 年度策定の秦野市地下水総合保全管理計画によると約 2 億 8 千万トンである。

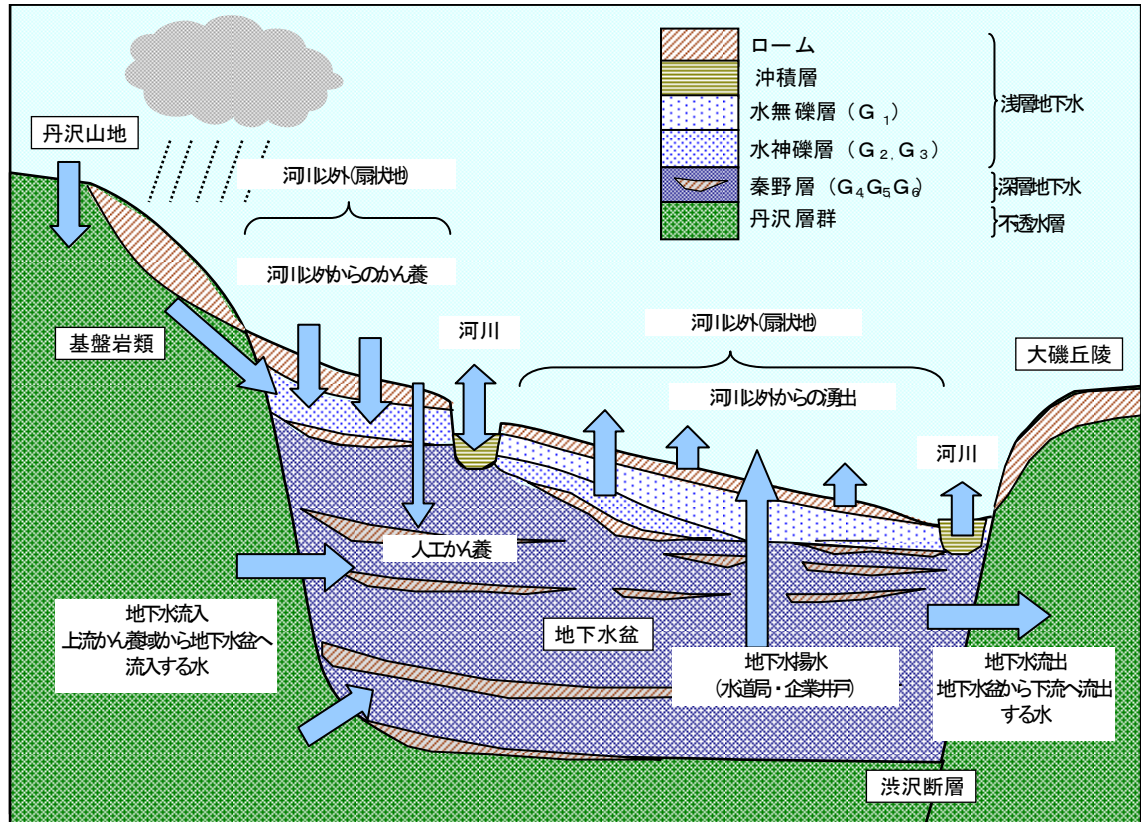


図 1-6 地域水循環

地層区分	地下水賦存量 (百万 m ³)	
G1 礫層	6.0	14.6%
G2 礫層	10.9	
G3 礫層	23.5	
G4 礫層	24.1	85.4%
G5 層 + 未区分層	212.5	
礫層合計 + 未区分層	277.0	100%

表 1-3 地下水賦存量

(2) 水収支と地下水位

地下水の揚水・流出とかん養のバランスを見る水収支では、降水量による変動はあるがプラス傾向にある。また、盆地のほぼ中央に位置する地下水位監視基準点（観測井）の地下水位も横ばいからやや上昇傾向にある。

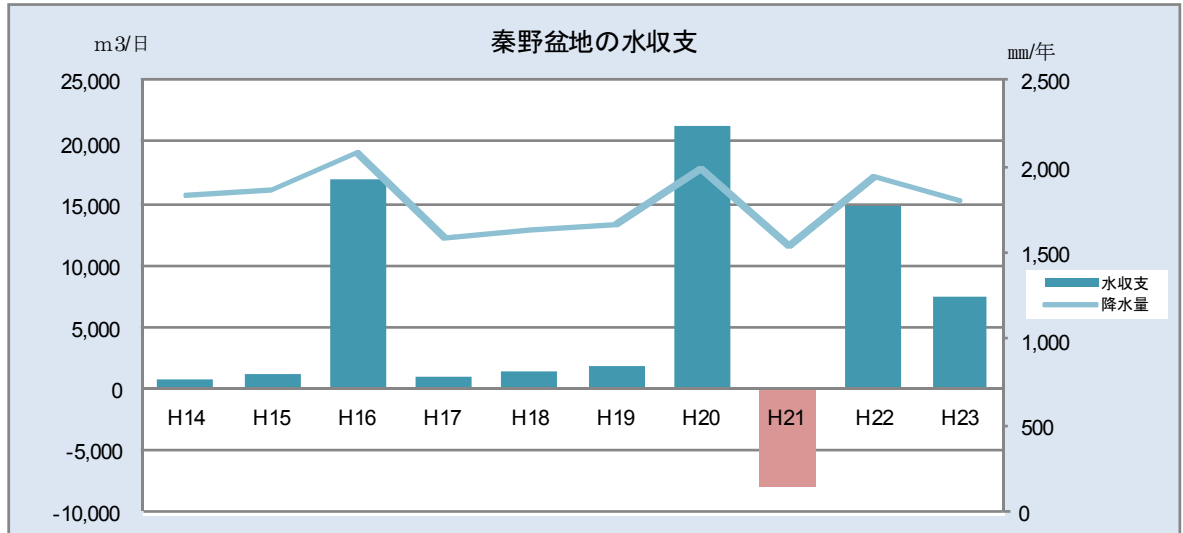


図 1-7 秦野盆地の水収支

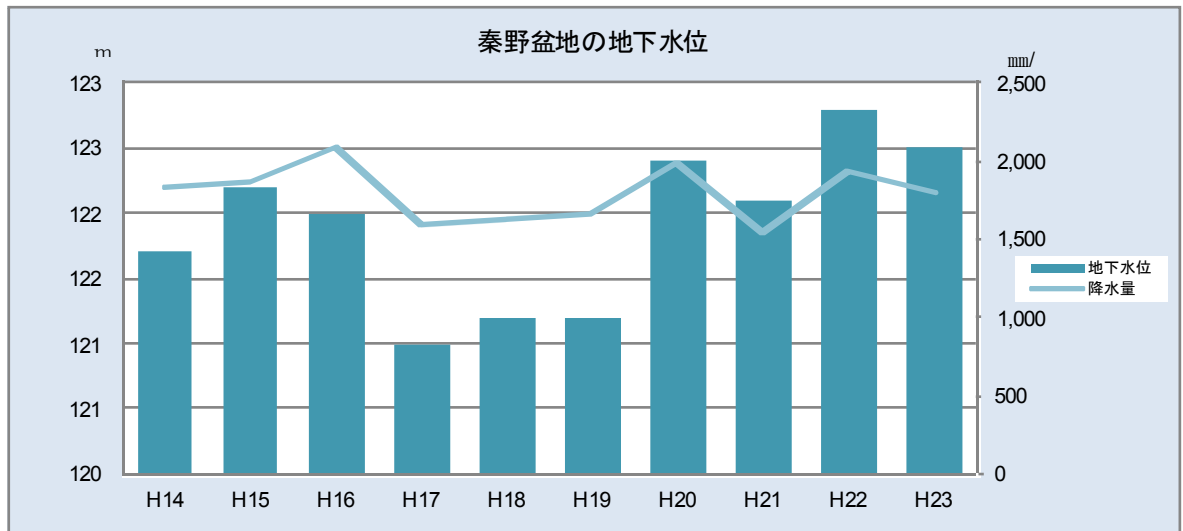


図 1-8 秦野盆地の地下水位



3 求められる利活用の形態

(1) 市民のニーズ

市民共有の財産にふさわしい地下水の利活用について、インターネットを利用したアンケートを実施した。

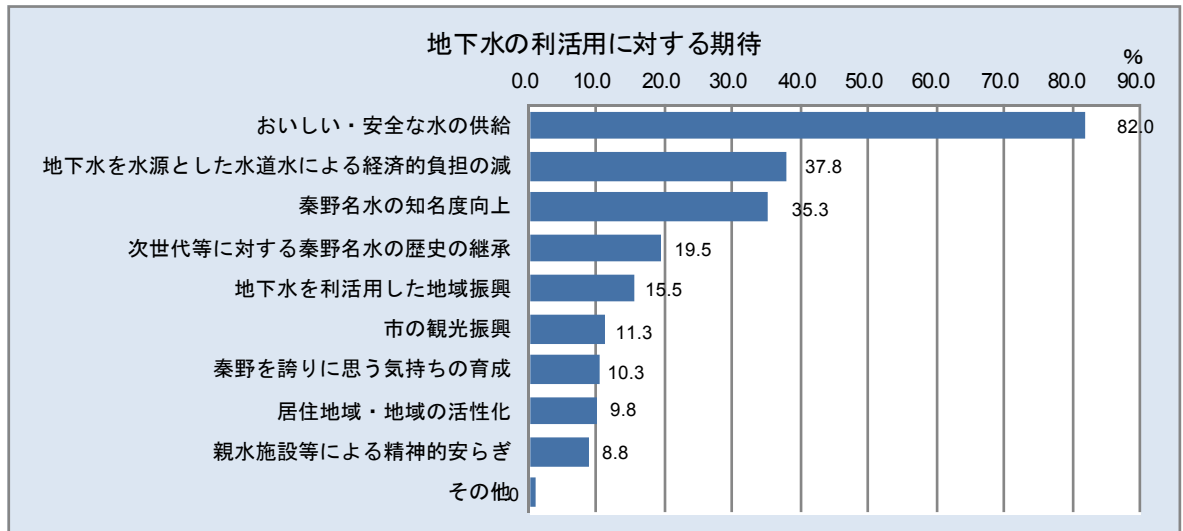


図 1-9 Web アンケート（利活用に対する期待）

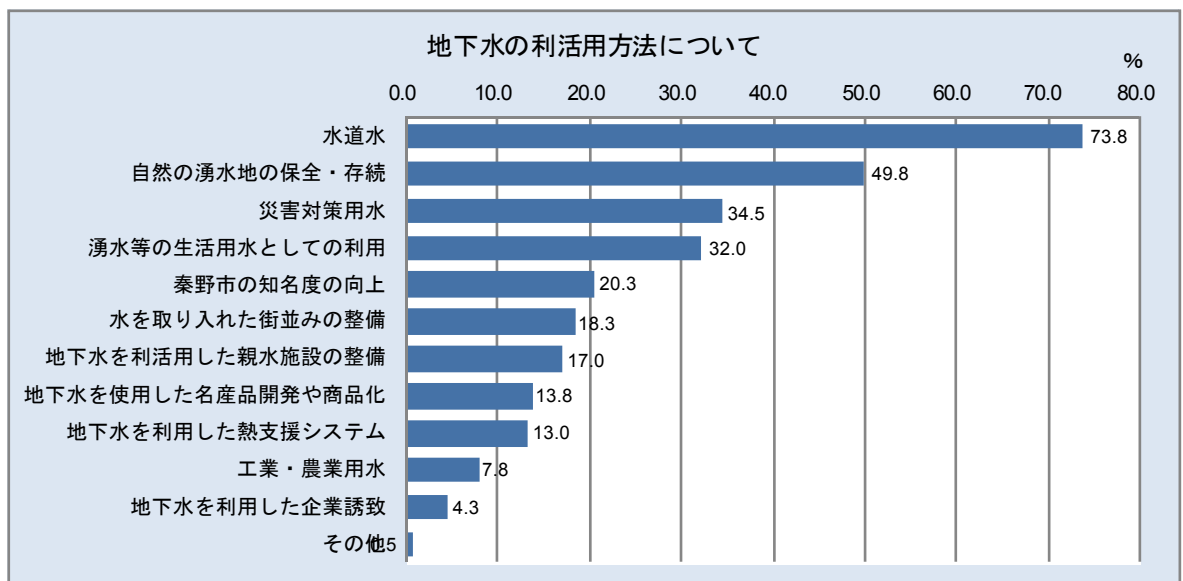


図 1-10 Web アンケート（利活用方法）

(2) 事業者のニーズ

本市で事業開始する際にすでに水道本管が整備されていて、個別に井戸を掘削しなくとも事業用水が確保できた事業所において、近年、経費削減の観点から地下水の利用拡大の要望がある。

(3) 行政のニーズ

公共利用を前提とし、秦野市地下水総合保全管理計画にも掲げられている災害対策や公園整備等に地下水を利用する。

市の産業振興や街づくりの観点からの地下水の利活用が望まれる。

4 利活用の課題

用途（公共優先の利活用から有効的な利活用へ）

- ・ 水道水源以外に新規の地下水利用が図られていない。
- ・ 水量の保全に配慮することで地下水の利用に制限がかかり、潜在的な秦野名水の価値が活かされていない。

水量（水収支を考慮した新たな利活用の検討）

- ・ 降水量が平年を大きく下回ると水収支がマイナスになり、地下水位も低下する。
- ・ 既存の揚水量の範囲では、年変動はあるものの水収支は安定しているが、新たな揚水に対する受容範囲が不明瞭である。

地域（地質構造や下流域への配慮）

- ・ 同一の地区の中でも地下水位や地下水流動量が異なり、明確な区域分けが困難である。
- ・ 秦野市域の中で地域水循環が一定量において完結する特徴があるが、大きな水循環で見ると、本市は、金目川流域・酒匂川流域のかん養地域に位置し、上流自治体としての責任がある。

水質（地下水汚染のリスク排除）

- ・ 水道水源の約75%を地下水に依存している現状から、地下水の利用にあたって、地下水汚染があってはならない。
- ・ エネルギー利用等の新しい技術に関して、安全性の確認が完全ではない。

(5) 利活用の現状と課題 (一覽)

利用区分	水源	用水	災害対策	親水	観光資源・特産品	再生可能エネルギー	環境保全	環境教育・啓発	
公的利用	<p>水道水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深井戸9,603,643t/年 (50.0%) ・浅井戸5,406,902t/年 (28.1%) 	<p>農業用水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西田原谷戸 ・東田原 ・柳川 ・水田かん養 	<p>消防水利</p> <ul style="list-style-type: none"> ・曹屋地下水導水管 ・防火用水池 <p>災害時協力井戸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時井戸(生活用水)協力の家 	<p>親水公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今泉名水桜公園 ・いまいずみほたる公園 <p>親水施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まいまいの泉 ・どうめいの泉 ・庁舎前せせらぎ ・名水ミニ庭園 	<p>水汲み場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・護摩屋敷の水 ・龍神の泉 ・弘法の清水 ・葛葉の泉 ・若竹の泉 <p>湧水地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震生湖 ・白笹稲荷神社湧水 ・春嶽湧水 ・弘法の清水 ほか 	<p>可能性のあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地中熱利用 ・小水力発電 	<p>谷戸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千村、波沢、峠 ・柳川 ・名古木、寺山(道永塚) ・今泉(荒井、向原) ・北矢名(蛇久保) ・鶴巻(舞台) <p>生き物の里</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柳川 ・波沢 ・峠 ・名古木 	<p>環境教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコスクール ・出前講座 <p>啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の日 ・環境セミナー 	<p>環境教育・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象の拡大 ・事業の拡大
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・水需要の減少 ・新規水源開発 ・耐震化 ・施設の更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・水量の保全 ・水利権 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人井戸のため任意協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理 ・水質と水量の保全 ・飲用指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理 ・飲用指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・水量と水質の保全 ・条例の適用範囲 ・費用対効果 ・地域が限定的 	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄による荒廃化 ・生物多様性の確保 ・指定後の維持管理 	
業務的利用	<p>企業井戸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,579,154t/年 (8.2%) <p>冷却水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗浄水 ・生活水 	<p>工業用水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場 <p>事業用水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ場 ・学校 ほか 	<p>備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポトルドウォーター 	<p>ピオトープ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO 14002 <p>修景施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・池 ・庭園 	<p>特産品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そば ・日本酒 ・とうふ ・ポトルドウォーター ほか 	<p>可能性のあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地中熱利用 ・小水力発電 			
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・低コストの水利用 ・取水規制の基準 ・新規井戸の原則禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・低コストの水利用 ・取水規制の基準 ・新規井戸の原則禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ・在来種の保護 ・維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規井戸の原則禁止 ・地下水利用者が限定 	<ul style="list-style-type: none"> ・水量と水質の保全 ・条例の適用範囲 ・費用対効果 ・地域が限定的 			
個人的利用	<p>個人井戸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・970個 <p>生活水</p>		<p>備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポトルドウォーター 	<p>修景施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・池 ・庭園 		<p>可能性のあるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地中熱利用 ・小水力発電 			
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・自己管理 ・条例による未届の既存井戸 		<ul style="list-style-type: none"> ・既存井戸所有者のみ設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・水量と水質の保全 ・条例の適用範囲 ・費用対効果 ・地域が限定的 			

表 1-3 利活用の現状と課題 (一覽)

第2章 指針の基本的考え

1 指針の目的

「秦野の地域特性を生かした利活用」

2 指針の目標

水収支を考慮した水量、水質を維持した持続可能な利活用。

市内各地域の環境、社会特性を踏まえた利活用。

里地里山の保全・再生、活用と調和した利活用。

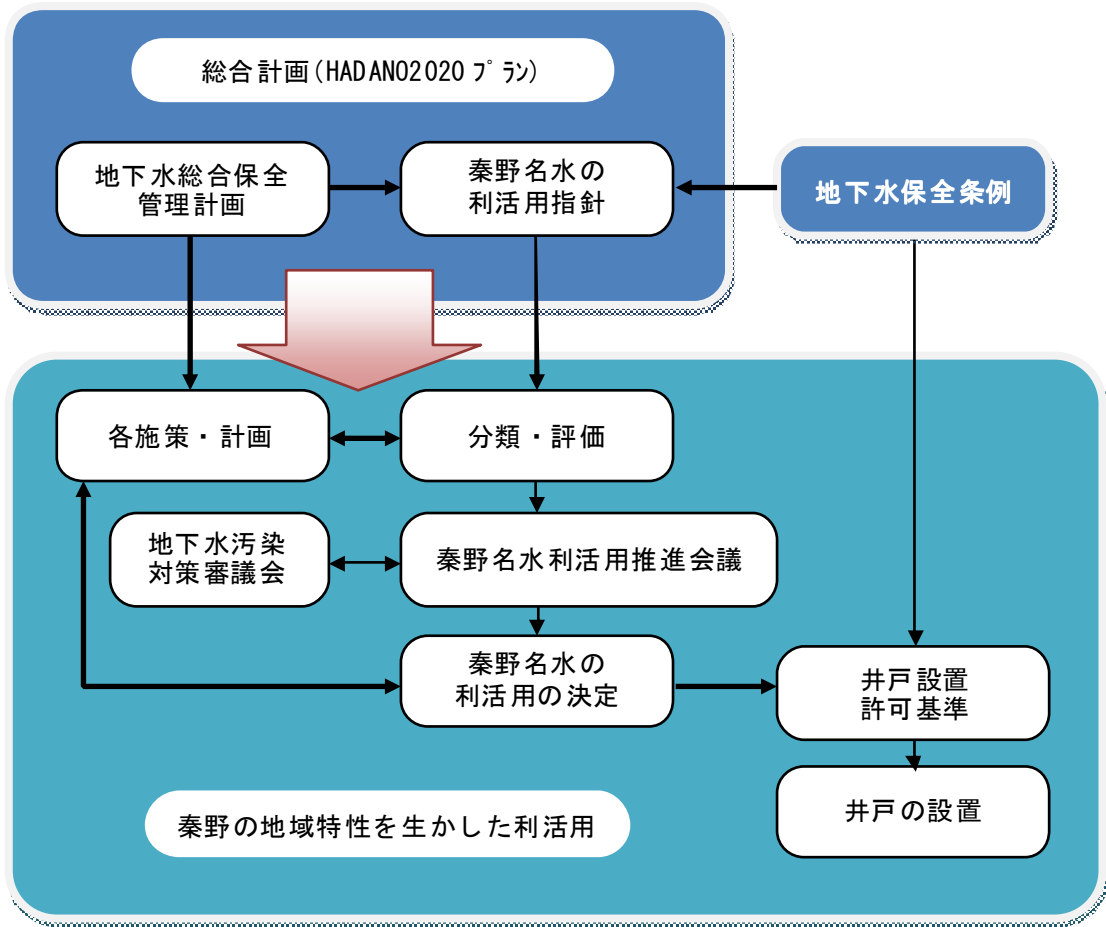
秦野名水の名声を広める利活用。

市民の誇りとしての共通認識や公水として保全する意識を高め、郷土愛を育む利活用。

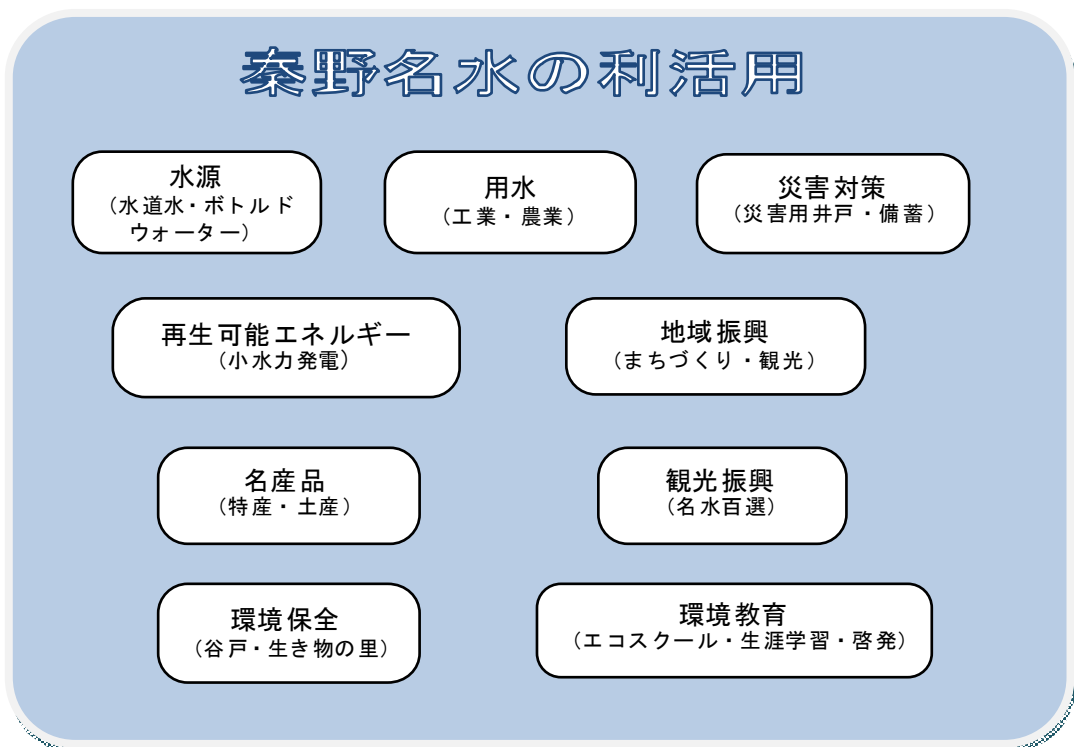
3 指針の適用

この指針は、主に秦野市地下水保全条例において原則禁止となっている新規の井戸掘削について、ただし書き許可をする要件の「市長が特に必要と認めるとき」に該当する利用形態の評価に適用する。

4 指針の位置付け



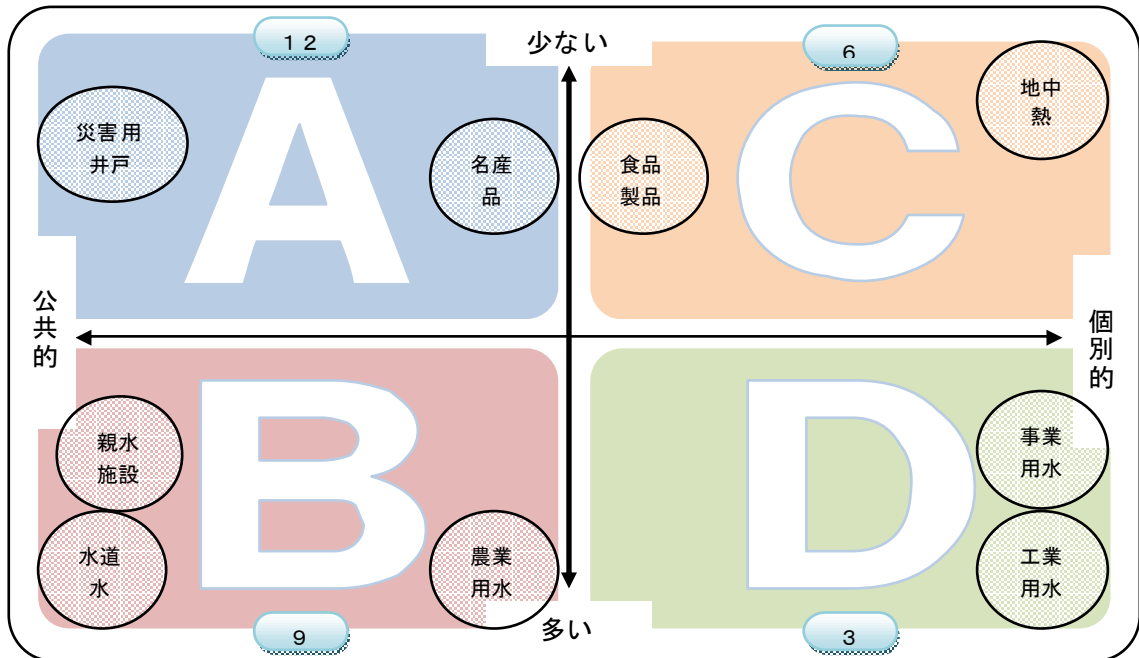
5 利活用の対象



第3章 評価軸に基づく分類

1 利活用の評価軸と評価点

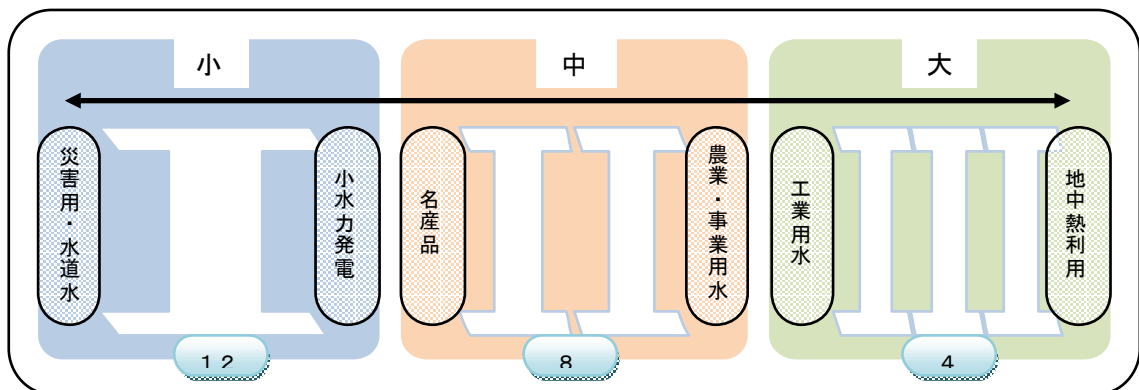
(1) 用途（横軸）・使用量（縦軸）



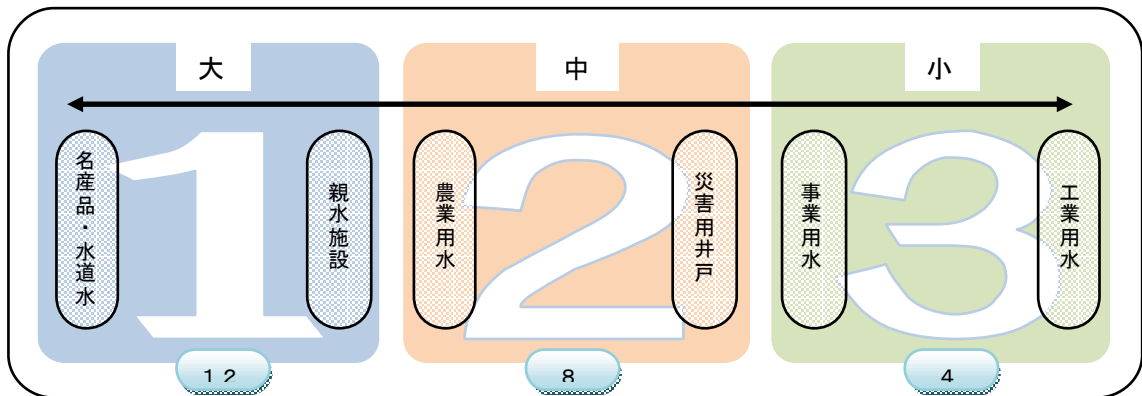
注) 公共的；市民に広く秦野名水の恩恵がある用途。

個別的；秦野名水の恩恵を受ける対象が限られている用途。

(2) 水質（汚染リスク）



(3) 秦野名水の普及効果



2 評価軸の考え方

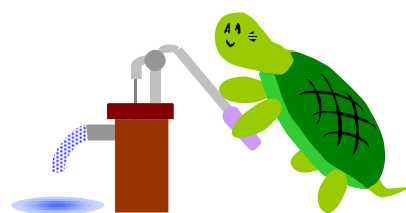
(1) 用途・使用量

A 分類： 公共的な形態であり、使用する量が少ない利活用	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公平性と水収支に配慮し、地域特性を生かした利活用が可能。 ○ 秦野名水のイメージを用いた利活用による地域活性化。
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設への災害用井戸の設置。 ○ 秦野名水を使用した特産品によるPR。
特性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共的な用途で少量に秦野名水を用いるため、水収支への影響が少なく、かつ市民に身近な利活用区分と言える。 ○ 秦野の地域特性を生かした新たな利活用の可能性が考えられる。
方向性： 水収支に配慮した利活用を推進する。	

B 分類： 公共的な形態であり、使用する量が多い利活用	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民からの要望が高く、公平な利活用が可能。 ○ 使用量の面からすれば、秦野名水の代表的な利活用の形態。
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 秦野市水道局の行う水道事業での水源利用。 ○ 公園等への親水施設の設置。 ○ 秦野名水を用いた特産品としての農産物の生産。
特性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共的な用途で多量に秦野名水を用いるため、市民に身近な利活用区分と言える。 ○ 多量に使用する場合でも、用途によっては、かん養により地下水への還元が可能。
方向性： 水収支に配慮した利活用を推進する。	

C分類： 個別的な形態であり、使用する量が少ない利活用	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用量が少ないので、利用形態によっては利活用が可能。 ○ 用途面ではA分類と対極にあるが、利活用の効果（二酸化炭素削減・省エネルギー）に期待。
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ○ クローズドループ方式の地中熱利用。 ○ 流水による小水力発電。 ○ 秦野名水を使用した食品・商品の製造販売。 ○ 給水区域外での小規模の井戸（個人宅等）。
特性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別的な用途で少量に秦野名水を用いるため、水収支への影響は少ないが、主に限定された企業・個人の利益に還元される。
方向性： 公共的な効果が得られる利活用を推進する。	

D分類： 個別的な形態であり、使用する量が多い利活用	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業活動による利活用であり、公平性の面で利活用の推進が困難。 ○ 用途面でA分類と対極にあり、使用量も多く、一般市民への恩恵が希薄。
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所での新規井戸掘削による用水利用。
特性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別的な用途に多量の秦野名水を用いるもので、業務用の区分と言える。 ○ 主に企業等の利益に還元される。
方向性： 公共性の低い形態については利活用を見送る。	



(2) 水質（汚染リスク）

I 分類：地下水汚染のリスクがほとんどない利活用	
概要	○ 地下水を汚染する物質の使用がない利活用。
具体例	○ 水道・災害用水源での利活用。 ○ 小水力発電での利活用。
特性	○ 秦野名水の利活用にあたって、地下水を汚染するリスクが低いもの。
方向性：付帯設備の適正管理を条件とする。	

II 分類：適正使用によって地下水汚染のリスクを軽減できる利活用	
概要	○ 排水処理が必要な利活用。
具体例	○ 公共下水道への接続等により排水が適正に処理される事業用・名産品製造の利活用。 ○ 適正な農薬使用及び施肥による農地での農業用水。
特性	○ 秦野名水の利活用の適正管理を前提とした場合、地下水を汚染するリスクが低くなるもの。
方向性：適正処理・適正管理を条件とする。	

III 分類：地下水汚染のリスクが高い利活用	
概要	○ 汚染物質の漏えいや地下水汚染の危険性がある利活用。
具体例	○ 地下水を汚染するおそれのある熱媒体を用いた地中熱利用。 ○ 有害物質を使用する事業所での工業用水。
特性	○ 秦野名水の利活用に伴い、地下水を直接的あるいは間接的に汚染するリスクが高いもの。
方向性：安全性の確保を条件とする。	

(3) 秦野名水の普及効果

1 分類：対外的に秦野名水の普及効果が高い利活用	
概要	○ 秦野名水の名声やイメージを用いた利活用。
具体例	○ 名産品の製造販売。 ○ 公園等への親水施設の設置。 ○ 水道水源での利活用。
特性	○ 秦野名水を使用することによって、対外的に秦野名水の名声を高める等の効果があり、地域活性化も期待される。
方向性：水収支に配慮した利活用を推進する。	

2 分類：市民に対して秦野名水の普及効果がある利活用	
概要	○ 市民に身近な利活用。
具体例	○ 災害用水源での利活用。 ○ 再生可能エネルギーでの利活用。 ○ 農業用水での利活用。
特性	○ 身近な秦野名水の利活用の啓発と合わせて、地下水保全に対する意識の高揚が図れる。
方向性：公共的な効果が得られる利活用を推進する。	

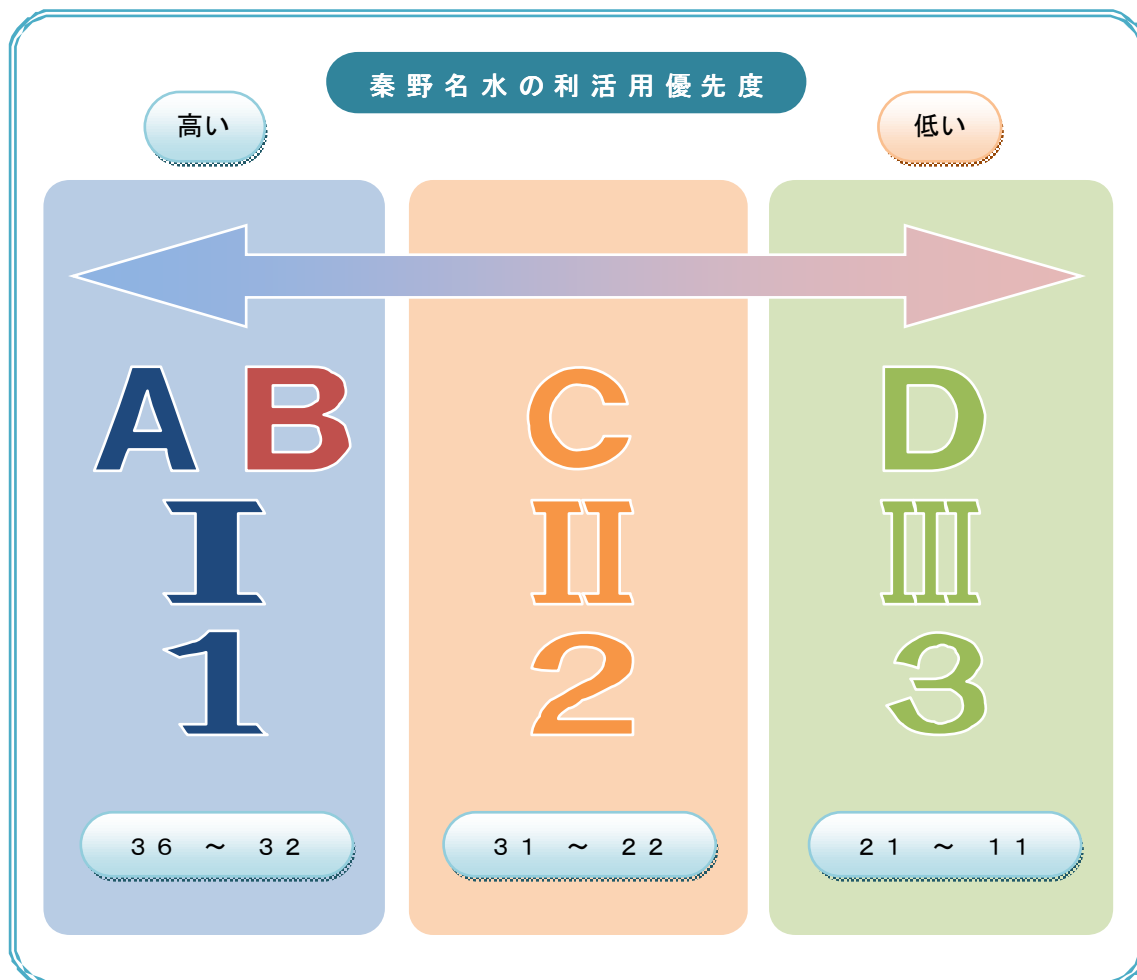
3 分類：秦野名水の普及効果がほとんどない利活用	
概要	○ 自己水としての利活用。
具体例	○ 工業用水での利活用。 ○ 事業用水での利活用。
特性	○ 秦野名水の利活用の目的が自己の利益にある。
方向性：公共性の低い形態については利活用を見送る。	



第4章 利活用の判断基準

1 利活用の優先度

利活用の評価軸（A分類～D分類、Ⅰ～Ⅲ分類、1～3分類）に基づいて総合的に評価し、秦野名水の利活用の優先度を定める。



優先度【高】：評価軸の分類で最上位が3つ以上、中位が1つまでのもの。かつ、評価点の合計が、36～32のもの。

優先度【中】：評価点の合計が、31～22のもの。最小評価点の22は、評価軸の分類で、全て中位の場合の合計点とした。

優先度【低】：評価軸の分類で、全てが最下位のもの。または、評価点の合計が、条件を付して利活用図っていく「優先度【中】」に満たない、21～11のもの。

2 優先度に基づく判断基準

秦野名水の利活用の優先度に基づき、利活用決定における判断基準を定める。

(1) 利活用を推進する組み合わせ 優先度【高】

評価軸

A - B I 1

もしくは、この組み合わせに近いもの。

評価点 36点～32点

秦野名水の水量及び水質に影響を与えにくく、市民共有の財産にふさわしい公共性のある利活用。

(2) 条件を付して利活用を推進する組み合わせ 優先度【中】

評価軸

C II 2

もしくは、この組み合わせに近いもの。

評価点 31点～22点

適正な管理によって秦野名水の水量及び水質に影響を与えるリスクを排除でき、市民共有の財産にふさわしい公共性のある利活用。

(3) 利活用を見送る組合せ 優先度【低】

評価軸

D III 3

もしくは、この組み合わせに近いもの。

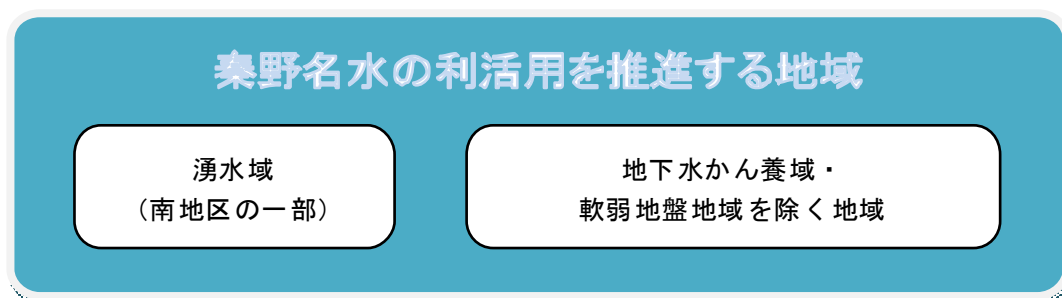
評価点 21点～11点

秦野名水の水量及び水質に影響を与えるおそれがあり、市民共有の財産にふさわしい公共性が希薄な利活用。

3 地域特性に基づく判断基準

(1) 推進地域

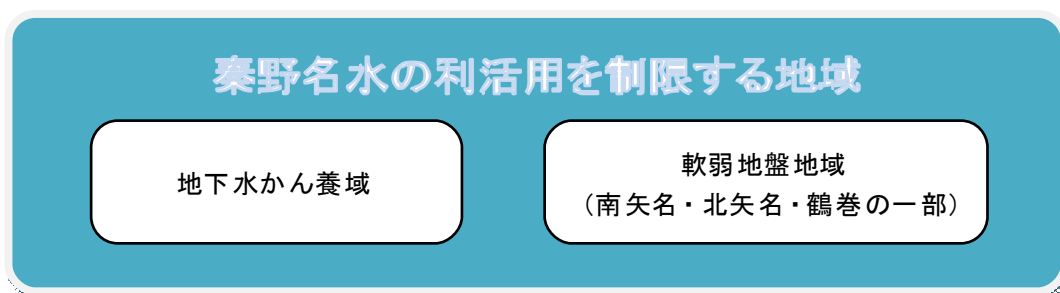
秦野名水の利活用にあたって、地下水量が多く、地下水盆の地下水賦存量に影響を与えにくい地域は、周辺の既存水源に配慮した利活用を推進する。



推進地域：地下水盆の地下水賦存量に影響を与えにくい地域	
湧出域（南地区の一部）	
概要	○ 地下水位が高く水量も豊富な地域。
具体例	○ 秦野市公告（平成14年4月1日）に定める湧出域。
特性	○ 秦野盆地の扇端の地域で、河川への湧出や平地部の窪みでも湧水が見られる。 ○ 地下水位が高く、地下水盆への雨水浸透はしにくい地質構造と言える。
地下水かん養域・軟弱地盤地域を除く地域	
概要	○ 地下水盆の外側の地域。
具体例	○ 秦野市公告（平成14年4月1日）に定める地下水かん養域及び秦野市軟弱地盤対策基準（平成13年4月1日）に定める軟弱地盤地域以外の市域。
特性	○ 地下水盆の外側に位置し、水道水源との競合を避けられる。
方向性：周辺への影響に配慮して推進する。	

(2) 制限地域

水道水源等の既存水源との競合による地下水盆への影響や周辺地盤への影響が懸念される地域は、秦野名水を利用する場合に地域特性に配慮した制限を設ける。



制限地域：地下水盆の地下水賦存量や周辺地盤に影響を与えやすい地域	
地下水かん養域	
概 要	○ 地下水盆へのかん養効果が高い地域。
具体例	○ 秦野市公告（平成 14 年 4 月 1 日）に定める地下水かん養域。
特 性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 秦野盆地の扇頂から扇央にかけての地域で、平地部での自然の湧水はほとんど見られず、地下水位も低い。 ○ 雨水や河川水が地下水盆へ浸透しやすい地質構造と言える。 ○ 水道水源、企業井戸等の深井戸が集中している地域。 ○ 山裾では、谷戸のような場所で湧水が見られる。
軟弱地盤地域	
概 要	○ 地下水盆の外側の地域。
具体例	○ 秦野市軟弱地盤対策基準（平成 13 年 4 月 1 日）に定める軟弱地盤地域以外の市域。
特 性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大根・鶴巻地区の一部で、有機質の腐食土の堆積している地域が見られる。 ○ 地下水位が高く、地下水揚水による地盤沈下のおそれがある。 ○ 温泉準保護地域内では、地下水揚水による源泉への影響のおそれがある。 ○ 温泉が混入している場合、水質が飲用・農業用に不向きである。
方向性：地域特性に配慮した条件を付して推進する。	

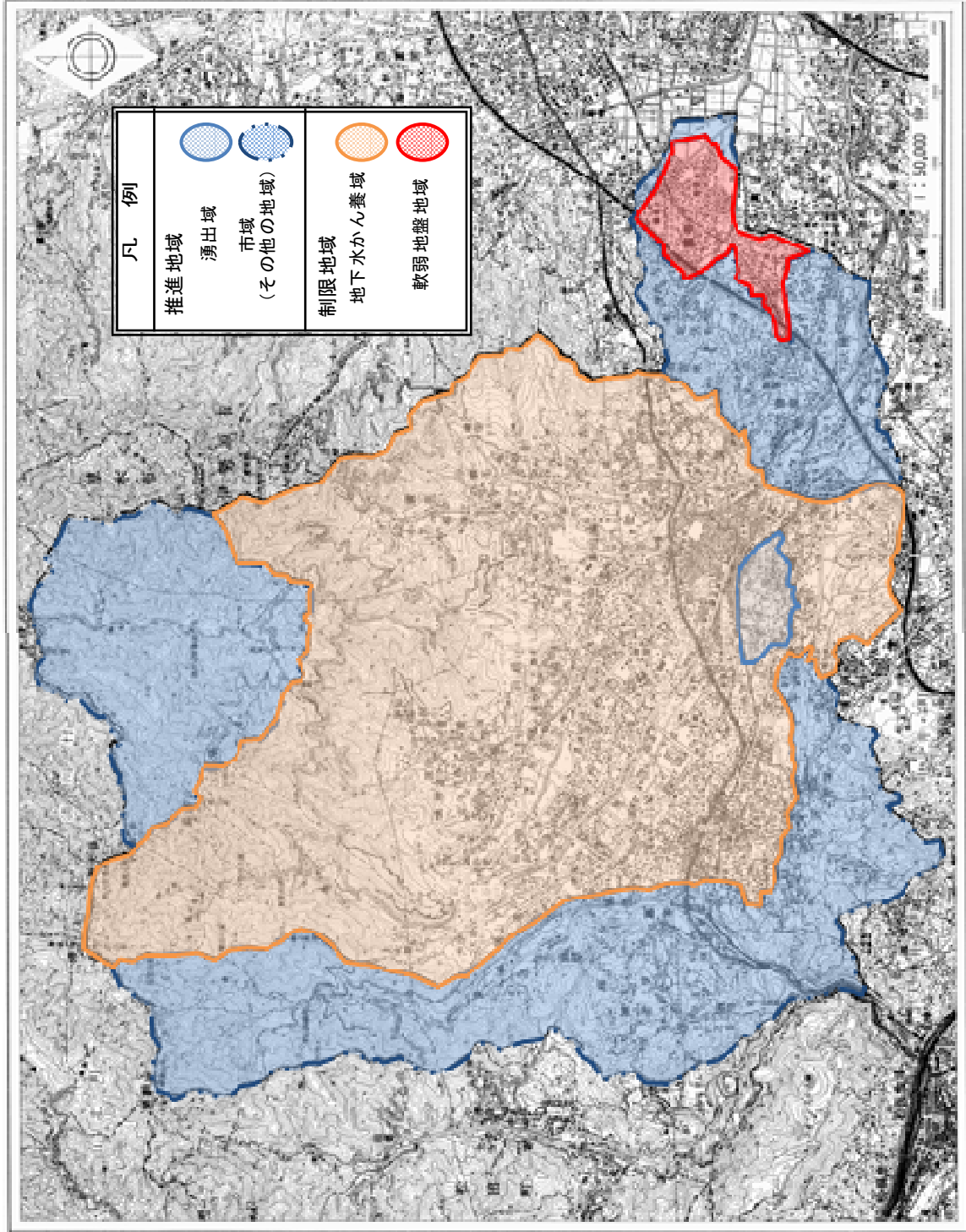


图 3-1 推進地域、制限地域

秦野名水の利活用指針

推進する利活用

利活用の優先度が高～中に位置する利活用。

- ・ 市民に広く秦野名水の恩恵があるもの。
- ・ 秦野名水の収支へ影響を与えないもの。
- ・ 秦野名水を汚染するおそれがないもの。
- ・ 秦野名水の名声やイメージを広めるもの。

推進地域に位置する利活用。

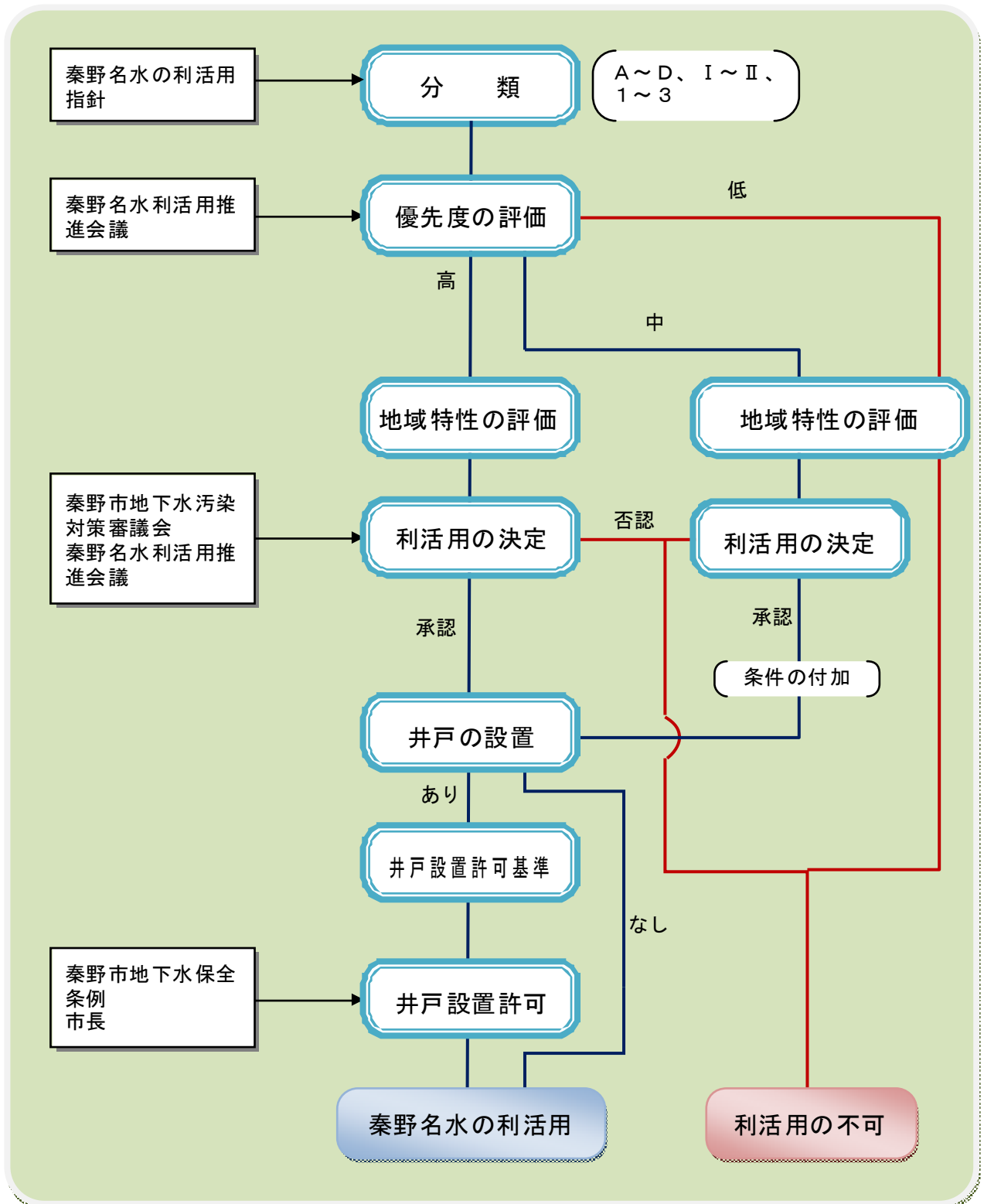
- ・ 湧水域（南地区の一部）に位置するもの。
- ・ 地下水かん養域及び軟弱地盤地域を除く地域に位置するもの。

当面見送る利活用

利活用の優先度が低に位置する利活用。

- ・ 秦野名水の恩恵を受ける対象が限定的で公共性が希薄なもの。
 - ・ 秦野名水を汚染するリスクが高いもの。
 - ・ 秦野名水でなくても代用が利くもの。
- ※ 現状では利活用を見送るが、今後、地下水に関する法整備等の条件が整えば、利活用の可能性が考えられる。

秦野名水の利活用までのフロー



第6章 推進体制

1 秦野名水利活用推進会議による検討

秦野名水利活用推進会議は、市長を主宰とし、秦野名水の利活用に関係する各部等の長により構成する。

秦野名水の利活用の形態について、分類区分に従い評価し、必要に応じて秦野市地下水汚染対策審議会に意見聴取を行い、利活用の決定をする。

2 井戸設置の許可

秦野名水利活用推進会議において、新たな利活用の決定を受けたもので、井戸掘削の必要がある場合は、井戸設置許可基準に従い、秦野市地下水保全条例による市長の井戸設置許可を受ける。

3 水資源管理システムの構築

秦野市域の水理地質構造モデルを用いた地域水循環シミュレーションにより、秦野名水の源である地下水の水収支を集計できるシステムと地下水位等の実測監視等を組み合わせ、秦野市独自の水資源管理システムを構築する。

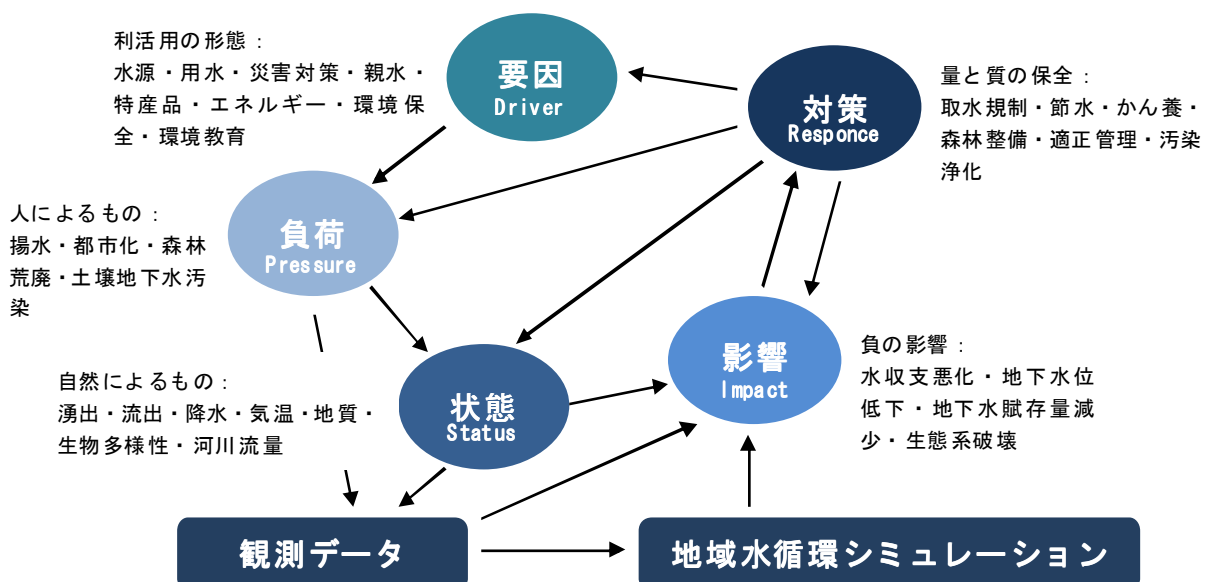


図 6-1 水資源管理システムのイメージ

第7章 市民共有の財産にふさわしい利活用の実現に向けて

秦野名水は市民共有の財産である公水として、市民が一丸となって守り・育て・利活用してきた。その代表的なものとして、明治23年に給水を開始した水道事業や全国でも稀な新規井戸の掘削を原則禁止した秦野市地下水保全条例がある。

一方、国においての地下水施策は、水循環基本法の未整備や水源地域の外国資本による土地買収問題等、財産としての地下水の保全と利活用について、地下水を公水と位置付ける先進国に比べて遅れていると言わざるを得ない現状にある。

本市は、先人達が積み重ねてきた創意工夫により、水道水源の約75パーセントを賄える秦野名水を蓄えている。これらの知恵と実績は私たちの誇りであり、これからも地下水保全の先進市として維持していかねばならない。

さらに、秦野名水には、将来にわたっての安定的、かつ、市民共有の財産としてふさわしい利活用が求められ、そのための基準や管理手法が必要となってくる。

1 井戸設置許可基準の策定

秦野市地下水保全条例に基づく井戸設置許可のための基準を策定し、利活用指針に基づく市民共有の財産にふさわしい利活用を図る。

2 水資源管理システムによる評価・管理

水収支を考慮した水量、水質を維持した持続可能な利活用を図るため、水資源管理システムを用いて、秦野名水の利活用を監視・評価し、利活用の拡大や制限等の総合的な管理を行う。



秦野名水の利活用指針(案)

平成25年(2013年)8月

秦野市環境産業部環境保全課

秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463-82-5111(代表)